

令和2年

篠栗町議会第2回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：6月4日(木)～9日(火) 6日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	4	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	6	5	金	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
				条例委員会	予算審査 終了後	・付託案件審査
第3日	6	6	土	休 会		閉 庁
第4日	6	7	日	休 会		閉 庁
第5日	6	8	月	予 備 日		
第6日	6	9	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 令和2年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和2年6月4日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第31号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第6, 議案第32号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第7, 議案第33号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第8, 議案第34号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第9, 議案第35号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第10, 議案第36号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第11, 議案第37号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第12, 議案第38号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第13, 議案第39号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第14, 議案第40号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第15, 議案第41号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第16, 議案第42号 篠栗町農業委員会委員の任命について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
27	専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について]	総務建設 常任委員会
28	専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) [篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について]	総務建設 常任委員会
29	専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) [令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について]	予算 特別委員会
30	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) [令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正 予算(第1号)について]	予算 特別委員会
43	地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整 理に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
44	篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい て	文教厚生 常任委員会
45	工事請負契約の締結について [ガスヒートポンプ空調機更新工事]	文教厚生 常任委員会
46	工事請負契約の締結について [校内通信ネットワーク整備工事]	文教厚生 常任委員会
47	町道の認定について	総務建設 常任委員会
48	財産の処分の変更について	総務建設 常任委員会
49	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
50	令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に ついて	予算 特別委員会
51	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について	予算 特別委員会
52	令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
53	令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1 号)について	予算 特別委員会

## 令和2年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和2年6月9日(火) 午前10時開議

- 第1, 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
[篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について]
- 第2, 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)  
[篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第3, 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)  
[令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について]
- 第4, 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)  
[令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について]
- 第5, 議案第43号 地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第6, 議案第44号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第45号 工事請負契約の締結について  
[ガスヒートポンプ空調機更新工事]
- 第8, 議案第46号 工事請負契約の締結について  
[校内通信ネットワーク整備工事]
- 第9, 議案第47号 町道の認定について
- 第10, 議案第48号 財産の処分の変更について
- 第11, 議案第49号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について
- 第12, 議案第50号 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第13, 議案第51号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第14, 議案第52号 令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第15, 議案第53号 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第16, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和2年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月4日(開会)

令和2年 第2回 定例会 会議録

日時 令和2年6月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤 木 高 裕	2番	横 山 和 輝	3番	品 川 静
4番	古 屋 宏 治	5番	田 辺 弘 之	6番	栗 須 信 治
7番	村 瀬 敬 太 郎	8番	今 長 谷 武 和	9番	
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症予防のために、できるだけ換気に留意するため、窓、出入り口のドアを開け放ったまま会議を進行します。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） ただいまから、令和2年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番田辺弘之議員、6番栗須信治議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の定例会は、5月7日の臨時会のときに申し合わせしていたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般質問を中止とし、本定例会の会期は、本日から6月9日までの6日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月9日までの6日間に決定しました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第27号から議案第53号までの計27議案でございます。

それでは、議案第27号から議案第53号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、令和2年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、



ご出席賜り誠にありがとうございました。

5月7日開会の令和2年第1回臨時会以降の諸情勢報告をいたします前に、二つの点について篠栗町議会に対し感謝とお礼を申し上げます。

まず1点目は、「専決処分の議会への報告について」でございます。

令和2年第1回定例会以降、専決処分を行った「篠栗町の税条例等の一部を改正する条例の制定について」をはじめ議案2件、及び、「損害賠償額の確定について」の報告2件につきましては、本来、地方自治法第179条の3の定めに従い、次の議会において報告をし、承認を求めなければならないところでございましたが、令和2年5月7日開会の令和2年第1回臨時会では、緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染拡大防止のための補正予算の審議に特化した臨時会であるのご理解をいただき、本定例会において、議案第27号、議案第28号及び報告第4号、第5号としてご審議いただきますことに感謝申し上げます。

緊急事態宣言中は、新型コロナウイルス対策対応に各課職員が追われておりました。そうした中での5月7日の臨時会の招集要請でございましたが、議会の温かいご配慮のおかげで、本定例会にて提案する運びとなりました。誠にありがとうございました。

また、本定例会の会期についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、一般質問を中止し、会期を6日間と決定いただきました。

篠栗町の非常事態といえる状況下、議会として最大限のご配慮をいただきましたことに重ねてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

4月24日付で篠栗町議会から「新型コロナウイルス感染症経済対策に関する要望書」をいただきました。一部については、補正予算として議決をいただき、既に実施しているところでございます。

5月14日に福岡県においては、緊急事態宣言が解除になり、少しずつ日常生活が戻ろうとしておりますが、北九州での陽性者の発生状況を考えますと、まだまだ当分の間は予断を許さない事態であると考えます。3密を防ぎ、不要不急の外出を控えることはもとより、マスクの着用、手洗いうがいのこまめな実施等、町民各自が気を付けることが必要でございます。今後も、引き続き議会として「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策」について、町民の皆様への喚起をよろしくお願いいたします。

また、国の第2次補正予算における「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」につきましては、2兆円組まれる予定でございます。篠栗町については、2億円以上の交付が見込まれるものと思われますので、地域の経済再生をはじめ、

町民の安心・安全のため、どのような使途に仕えるのかしっかりと知恵を絞り、議論を進めなければなりません。篠栗町議会におかれましても、さらなるご要望をおまとめいただければ大変ありがたいところでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

5月7日以降の篠栗町での様々な取り組みにつきましては、前回同様タブレットに資料として掲載しておりますので、後刻ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

私自身も、11月の任期満了まで新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、また町政発展のために努力してまいる所存でございますので、議会におかれましても、引き続き篠栗町の発展のためにご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第27号から議案第53号までの27議案について説明をいたします。

議案第27号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月21日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例等の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応や、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等を行うものであります。

議案第28号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例措置並びに令和3年度課税の中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置を行うものであります。

議案第29号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」であります。

当該補正予算は、繰上充用に伴う令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予

算について、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものであります。

内容は、令和元年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、令和２年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金８,５１９万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８億５,８１８万３,０００円とするものであります。

議案第３０号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第６号）」であります。

当該補正予算は、繰上充用に伴う令和２年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算について、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものであります。

内容は、令和元年度の篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、令和２年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金１億３,６０２万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５億５２１万３,０００円とするものであります。

議案第３１号から議案第４２号までの１２議案は、「篠栗町農業委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現農業委員会委員が令和２年７月１９日をもって任期満了となるため、次期農業委員会委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

当該委員の選出に当たっては、令和２年３月１日から３月３１日までの１か月間を募集期間とし、その間に農業者団体等による推薦又は自ら応募された１２人全員について「篠栗町農業委員会の委員選任に関する規則」及び「篠栗町農業委員会委員候補者選考委員会規程」に基づき選考が実施され、「農業委員会委員として適当であると認められる」との意見を得ております。

議案第４３号は、「地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

改正の主な内容は、地方自治法の引用条文の条ずれを改正するものであります。

議案第４４号は、「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染

した被用者等に対して傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものがあります。

議案第45号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの「ガスヒートポンプ空調機更新工事」を、大成有楽不動産株式会社九州支店 支店長 松山徳美と、契約金額2億1,021万6,600円で契約を締結することについて、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗町立小中学校の「校内通信ネットワーク整備工事」を、旭陽電気株式会社 代表取締役 田口剛と、契約金額7,920万円で契約を締結することについて、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号は、「町道の認定について」であります。

本議案は、篠栗町篠栗北地区産業団地内に新規に造成された道路を、道路法上の道路として位置づけることを目的として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号は、「財産の処分の変更について」であります。

本議案は、平成31年3月18日平成31年第1回篠栗町議会定例会で議決された議案第18号「財産の処分について」、現地を測量した結果面積の変更が生じたため、売却面積9,984平方メートルを9,977.63平方メートルに変更し、売却額5億1,200万円を5億1,185万2,419円に変更するものと、町名の変更に伴う所在地の変更を行うものであり、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号から議案第53号までの5議案は、「令和2年度補正予算」であります。

議案第49号は、「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,502万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ134億8,413万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものにつきましては、地方交付税のうち、普通交付税 3,972万6,000円を増額し、国庫支出金のうち、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 4,720万円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金 382万5,000円、公立学校情報機器整備費補助金 8,797万5,000円を増額し、諸収入のうち、コミュニティ助成事業に係る社会教育課雑入を 430万円減額するものであります。

次に、歳出の主なものとしたしましては、民生費において、児童福祉振興費としたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業 5,102万5,000円、衛生費において、予防費としたしまして、感染症・防疫対策消耗品及び備品 975万8,000円、妊婦PCR検査委託料 600万円、商工費において、商工総務費としたしまして、宿泊促進事業補助金 900万円、教育費において、各小中学校費としたしまして、GIGAスクール構想によるタブレット購入等に 1億2,324万8,000円を増額し、社会教育総務費としたしまして、コミュニティ助成事業補助金を 430万円、諸支出金において、後期高齢者医療特別会計繰出金を 689万2,000円、その他、人事異動等による人件費を 1,441万5,000円それぞれ減額するものであります。

また、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金について、期間を令和3年度から令和6年度までとし、限度額 74万9,000円の債務負担行為を行うものであります。

最後に、一時借入金につきましては、特別定額給付金の迅速な給付のため、5月の臨時会で借入最高額 20億円を追加いたしましたが、借入することなく事務を遂行する目途が立ったため、今回、借入最高額から 20億円を減額し、最高額を当初の 10億円とするものであります。

議案第50号は、「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ 169万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28億5,987万5,000円とするものであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に支給する傷病手当金、県補助金返還金を計上するほか、人事異動に伴う人件費の増額補正であります。

議案第51号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和２年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ６８９万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億２，２８６万４，０００円とするものであります。

内容は、人事異動に伴う人件費の減額補正であります。

議案第５２号は、「令和２年度篠栗町水道事業会計補正予算（第１号）について」であります。

当該補正予算は、令和２年度篠栗町水道事業会計予算を、人件費の補正により第３条 収益的収入及び支出において、支出に５８３万４，０００円を追加し、収益的支出の総額を５億３，５７４万５，０００円とし、収益的支出額に対し１９６万円の黒字予算とするものであります。

議案第５３号は、「令和２年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第１号）について」であります。

当該補正予算は、令和２年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、人件費の補正により第３条 収益的収入及び支出において、支出に１９万１，０００円を追加し、収益的支出の総額を８億８，３０１万４，０００円とし、収益的支出額に対し６７３万円の黒字予算とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第４、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第２７号から議案第５３号までの２７議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第３１号から議案第４２号は人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第２７号と議案第２８号、議案第４３号から議案第４８号までの８議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常

任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第29号と議案第30号、議案第49号から議案第53号までの補正予算7議案については、「議長を除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 栗須 信治 議員。副委員長は、4番 古屋 宏治 議員です。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

最後に、報告第6号から報告第9号までの4件については、所管の常任委員会で報告を受け、報告第4号と報告第5号、報告第10号から報告第12号は、5日の予算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第31号「篠栗町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

ここでお諮りします。

「日程第5、議案第31号」から「日程第16、議案第42号」までの12議案については、関連議案でございます。12議案を一括して説明を受けたいと思います。それと同時に、一括で採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第31号から議案第42号までの12議案を一括議題といたします。

12議案一括して、井上産業観光課長の説明を求めます。

井上産業観光課長。

○産業観光課長（井上 勝則） それでは、議案第 3 1 号から議案第 4 2 号までの「篠栗町農業委員会委員の任命について」の説明をいたします。

議案第 3 1 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲 1 1 9 2 番地

氏名 今泉 正敏

生年月日 昭和 2 4 年 1 2 月 3 0 日

令和 2 年 6 月 4 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現農業委員会委員の任期が、令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了となるため、新委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参照お願いいたします。

次に、議案第 3 2 号から議案第 4 2 号までは、同じ「篠栗町農業委員会委員の任命について」の案件でございますので、議案番号、住所、氏名、生年月日についてのみご説明いたします。

まず、議案第 3 2 号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲 1 0 8 6 番地 1

氏名 鷹巣 礼子

生年月日 昭和 3 0 年 9 月 2 6 日

議案第 3 3 号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町中央四丁目 1 0 番 3 5 - 5 0 1 号 サンコーポラス

氏名 三代 由美子

生年月日 昭和 3 8 年 5 月 1 1 日

議案第 3 4 号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗 3 7 2 2 番地 1

氏名 井上 勸次

生年月日 昭和 2 6 年 5 月 1 3 日

議案第 3 5 号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲 5 5 0 番地 3



氏名 井上 宗利

生年月日 昭和26年2月11日

議案第36号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗2981番地

氏名 村瀬 久美子

生年月日 昭和37年11月23日

議案第37号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉1019番地

氏名 合屋 義彦

生年月日 昭和30年4月2日

議案第38号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字萩尾638番地2

氏名 井上 重誠

生年月日 昭和22年6月12日

議案第39号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗486番地3

氏名 葉山 繁美

生年月日 昭和23年7月22日

議案第40号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒634番地1

氏名 城戸 一寿

生年月日 昭和23年2月1日

議案第41号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字和田745番地

氏名 松田 護

生年月日 昭和26年1月2日

議案第42号

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字高田343番地

氏名 柳池 達美

生年月日 昭和24年1月26日

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの産業観光課長の説明に対し、一括して質疑を行い

ます。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております12議案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、これより採決を行います。

「日程第5、議案第31号」から「日程第16、議案第42号」までの12議案「篠栗町農業委員会委員の任命」について、本案に賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

議案31号から議案第42号まで、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時34分

令和2年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月9日(採決)

令和2年 第2回 定例会 会議録

日時 令和2年6月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤 木 高 裕	2番	横 山 和 輝	3番	品 川 静
4番	古 屋 宏 治	5番	田 辺 弘 之	6番	栗 須 信 治
7番	村 瀬 敬 太 郎	8番	今 長 谷 武 和	9番	
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第27号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第27号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」

〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応や、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第28号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第28号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」

〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例措置並びに令和3年度課税の中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」〔令和2度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」

〔令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,519万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ28億5,818万3,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」〔令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第30号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」

〔令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,602万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ25億521万3,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、議案第43号「地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第43号「地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」



本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の規定を整理するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、地方自治法の引用条文の条ずれを改正するものであります。

この条例については、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第44号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第44号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、仕事をすることができなくなった場合に、傷病手当金を支給することができるようにするもので、傷病手当金の額及び支給日数等について規定するものです。

本条例は、公布の日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定められる\_\_\_\_\_日までの間に属する場合に適用されます。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議決されるのは条例であって、規則は議決事項ではないのですが、委員長報告の中で、本文では「規則で定める日までの間」という表現が、日数を明言されましたので、その部分は「規則で定める間」に変えていただいた方がよろしいかと思うのですが。

○議長（阿部 寛治） 委員長も分からんね。

原則の中は、もう分かっているとは思いますが、荒牧議員が、方法論、列記の仕方。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） この条例上で最後は、「傷病手当金の支給を始める日から令和2年1月1日から規則で定める日まで」というのが条例ですので、あくまでも「規則で定める日まで」で、規則の制定は議会の議決事項でないので、規則で定める何月何日というのは、条文通りに規則で定める日までに変えていただいた方がよろしいかと思いますが、という意見ですが。

○議長（阿部 寛治） 議長の職責として、後よく調べて改訂しとったらいということになればします。いいですか、それで。

ほかに質疑はありませんか。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第45号「工事請負契約の締結について」〔ガスヒートポンプ空調機更新工事〕を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第45号「工事請負契約の締結について」

〔ガスヒートポンプ空調機更新工事〕

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターのガスヒートポンプ空調機更新工事について、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約金額は、2億1,021万6,600円。

契約の相手方は、大成有楽不動産株式会社九州支店 支店長 松山徳美。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号「工事請負契約の締結について」〔校内通信ネットワーク整備工事〕を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第46号「工事請負契約の締結について」

〔校内通信ネットワーク整備工事〕

本議案は、篠栗町立小中学校の校内通信ネットワーク整備工事について、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

契約金額は、7,920万円。

契約の相手方は、旭陽電気株式会社 代表取締役 田口剛。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第47号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第47号「町道の認定について」

本議案は、篠栗町篠栗北地区産業団地内に新規に造成された道路を、道路法上の道路として位置づけることを目的として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

路線名、彩り台線、道路延長1,070メートル、幅員12メートル。彩り台北線、道路延長550メートル、幅員9.5メートルの2路線について、道路法第8条第2項の規定により議決を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第48号「財産の処分の変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第48号「財産の処分の変更について」

本議案は、平成31年第1回篠栗町議会定例会で議決された議案第18号財産の処分について、現地を測量した結果面積の変更が生じたため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地の所在地は、篠栗町彩り台346番5の一部、面積9,977.63平方メートル、売却額5億1,185万2,419円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第49号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第49号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億7,502万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,413万9,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第50号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ169万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,987万5,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第51号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第51号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ689万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,286万4,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第52号「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第52号「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出583万4,000円を追加し、収益的支出の



予定額を5億3,574万5,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し196万円の黒字予算とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第53号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第53号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出19万1,000円を追加し、収益的支出の予定額を8億8,301万4,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し673万円の黒字予算とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45号の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

町長発言を許す前に、一言議員の皆さんに申し上げておきます。

採決のときに起立してもらいますが、目にも早い立ち方、座り方があります。もう少し私が確認する時間があるように、ゆっくり立っていただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

ここで、町長何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和2年第2回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

6月4日開会日での諸情勢報告の際にも述べましたが、新型コロナウイルス対策のための職員対応にご配慮をいただき、一般質問を取りやめていただくとともに、委員会審議の効率化に努めていただきましたことに改めて感謝申し上げます。ご審議誠にありがとうございました。

専決処分を求めることについて4件、篠栗町農業委員会委員の任命について12件、地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について等条例案2件、工事請負契約の締結について2件、町道の認定1件、財産処分の変更について1件、令和2年度補正予算5件の上程いたしました27議案全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝いたします。

本年度は、農業委員の改選期であり、平成29年度から農業委員会等に関する法律の改正に基づき選出方法が改められまして、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方式に変わりました。新しく議会の同意をいただいた新農業委員の皆様には、専門的な立場から篠栗町の農政をしっかりとサポートいただければありがたいと願っております。

昨日、国会に提出され審議入りした、新型コロナウイルス対策の第2次補正予算案は、今週中にも成立する見通しでございます。私ども市町村にとって注目しておかなければならないのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充策として組まれた2兆円についてでございます。

第1次補正予算での配分は、既にご報告いたしましたとおり1億3,200万円余でございました。同様の配分があるのかは定かではありませんが、第2次補正予算に盛り込まれた交付金を有効に使うための、さらなる対策をしっかりとしなければならないことは言うまでもありません。内閣府の資料には、「新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取り組みを全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金の拡充を行う」と記してあります。

私自身、まだ先の見えない新型コロナウイルスに立ち向かうために、篠栗町として、さらなる支援策を早期に打ち出すことが最重要課題であると考え、これに対し全力で取り組んでまいります。そして、臨時議会の開会をお願いし、新たな補正予算案を提出してご審議いただくことになると思います。場合によっては、複数回お願いすることになるかもしれませんが、その際は、何とぞよろしくお願いいたします。

以前、地方創生に関して、片山善博早稲田大学教授の言葉を引用いたしました。

「そもそも地方創生という課題が起こる前提となった人口の緩慢な減少は、病気と言えば、生活習慣病であり、特効薬などない。じわりじわりと体質を元に戻していかなければならない。わずか5年で結果を出そうと思うことは間違い。しかし、この機会に生活習慣病改善のきっかけ作りをしっかりとしないといけない。地方創生は、自分たちの地域の改善を自分たちがやらなければいけない課題である」という内容でございました。

「篠栗町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」のスタートとなった令和2年度でございますが、地方創生の取り組みに待ったをかけるような、春先からの新型コロナ禍でございます。

しかし、人類の英知をもってすれば必ずや、この災禍も克服できると信じております。そして、今後5年間の「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各項目を一つひとつ実行に移していくことで、新たな篠栗町を創ることができると確信しております。そのために職員一丸となって、さらなる努力を重ねてまいりますので、議員各位におかれましても、多くの方が行き交う自然豊かな福岡都市圏の代表的な町「個性ある篠栗町」のさらなる発展のために、自治の両輪として引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和2年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

田辺 弘之

---

篠栗町議会議員

栗須 信治

---